



2025年8月6日

各 位

会 社 名 株式会社F P パートナー
代表者名 代表取締役社長 黒木 勉
(コード: 7388、東証プライム市場)
問合せ先 専務取締役兼経営企画部長 田中 克幸
TEL. 03-6801-8278 (部署直通)

関東財務局による行政処分（業務改善命令）について

当社は2025年8月6日、保険募集業務等に関して、保険業法第306条に基づき、関東財務局より行政処分（業務改善命令）を受けました。

本事案により、お客さまをはじめ関係者の皆さまに多大なご迷惑とご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。当社は本業務改善命令を厳粛に受け止め、全社をあげて改善・再発防止に取り組み、これまで以上に強固な法令遵守態勢の構築と誠実かつ公正な情報開示に取り組むことで、信頼回復に取り組んでまいります。

なお、本業務改善命令に基づき、業務改善計画を関東財務局に提出する予定であり、提出した際には改めて公表いたします。

【行政処分（業務改善命令）を受けるに至った経緯】

関東財務局より当社の保険代理店としての経営管理態勢、ビジネスモデルの特性に応じた保険募集管理態勢等の確立を含む実効的な態勢整備が不十分であったとのご指摘を受けました。

【行政処分（業務改善命令）の主な内容】

- (1) 業務の健全かつ適切な運営を確保し、保険契約者等の保護を図るため、以下を実行すること
 - ① 今回の処分を踏まえた経営責任の所在の明確化
 - ② 当社のビジネスモデルの特性に応じた適切な保険募集管理態勢の確立（顧客本位の業務運営の観点から、保険会社と保険代理店との適切な関係性の構築の推進に係る方針及び具体的な方策を含む）
 - ③ 顧客に対する情報提供義務（保険業法第294条）、意向把握・確認義務（同法第294条の2）を着実に実施するための実効的な態勢の確立
 - ④ 適切な保険募集を行うための法令等遵守態勢の確立
 - ⑤ 上記を着実に実行し、定着を図るための経営管理（ガバナンス）態勢の抜本的な強化
- (2) 上記（1）について、社外取締役又は社外監査役等に対し、現状における取締役会の機能発揮状況に係る課題認識、並びに業務の改善計画の進捗及び改善状況に係る実効性評価等について、意見を表明させること
- (3) 上記（1）に係る業務の改善計画及び上記（2）に係る意見表明内容を、令和7年10月6日（月）までに提出し、ただちに実行すること
- (4) 上記（3）に係る改善計画について、6か月毎における進捗及び改善状況並びに意見表明内容を翌月15日までに報告すること（初回報告基準日を令和8年4月末とする）
- (5) 上記（3）で提出した改善計画及び上記（4）で報告した改善計画の進捗及び改善状況について、都度、当社ホームページでその概要を公表するとともに所属保険会社等へ必要な説明を行うこと

【当期以降の業績予想に与える影響の見込み】

2025年7月15日に公表いたしました「第2四半期（中間期）業績予想と実績値との差異・通期業績予想の修正及び期末配当予想の据え置きに関するお知らせ」に記載のとおり、業績予想を下方修正しております。今回の下方修正は、報道や関係当局による立ち入り検査などの影響を踏まえたものです。なお、現時点では、今後の業績予想に大きな影響を及ぼす新たな要因は確認されていません。今後、開示すべき重要な事項が判明した場合には、速やかにお知らせいたします。

【今後の対応】

このたび当社が本業務改善命令を受けましたことを極めて重大かつ厳粛に受け止めております。今後提出する業務改善計画及び徹底した真因分析に基づき再発防止策を講じるとともに、全社的に業務プロセスを根本から見直します。これにより、お客さまをはじめ関係者の皆さまからの信頼回復に向けて全力で取り組んでまいります。

今後の対応としましては、上記（１）の①～⑤の５項目を経営の最重要課題と位置づけ、業務運営の適正化に向けた仕組みや態勢の見直しを進めてまいります。また、各業務プロセスにおける責任と権限を明確化し、これらの取り組みの進捗状況については、随時、当社ホームページにて公表いたします。

【お問い合わせ窓口】

本件に関するお問い合わせは、皆さまへの公平性を確保する観点から、文書（メールまたはお問い合わせフォーム）にて承っております。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

メールでのお問い合わせ先 : ir_report@fpp.jp

お問い合わせフォーム : https://fpp.jp/ir_inquiry/

以　上